

令和5年度外国人向けインフルエンサー招請及び情報発信事業業務委託 仕様書

1 事業名

令和5年度外国人向けインフルエンサー招請及び情報発信事業業務委託

2 事業主体

埼玉県外国人観光客誘致推進協議会（以下「協議会」という。）

3 実施期間

契約日～令和6年3月15日（金）

4 目的

欧米豪に影響力のあるインフルエンサーを活用し、協議会会員に関する観光情報をルートとして発信することで、欧米豪の外国人観光客の認知度向上と県内周遊の促進につなげる。

5 委託業務の内容

(1) インフルエンサー招請

ア 招請

英語圏（欧米豪）で影響力のあるインフルエンサーを招請し、下記エのとおりSNS等を活用して県の観光情報を発信すること。

企画提案にあたっては、各インフルエンサーの国籍と言語、フォロワー数、得意分野を明示すること。

イ 取材方法

原則協議会各会員の所管する観光地等をインフルエンサーが直接訪問し、取材すること。訪問先について、受託者が協議会員と調整した上で決定すること。

また、直接訪問が困難な場合が想定される場合は、その旨を明記し、代替案を提案すること。

なお、取材に係る費用はすべて見積額に含め、取材先へのアポイントメント等は受託者が実施すること。

ウ 通訳

インフルエンサーが日本語による会話が不可能な場合、取材時に通訳を同行させること。

エ 記事の作成

SNS等に投稿する際の投稿文を作成すること。また、日本語に翻訳したものを確認用として用意すること。

(2) 情報発信

ア 発信回数

インフルエンサーのSNS等での投稿回数：計6回以上

イ 目標となる指標

リーチ数等の事業効果を計る指標を示し、目標値を企画提案書で提示すること。

(3) その他独自提案

(1)、(2)以外に協議会員の魅力発信や県内周遊に資する独自の提案がある場合は記載すること。

(4) 報告書作成

- ア インフルエンサーについての詳細
- イ 投稿記事の掲載
- ウ 投稿に対するリアクション傾向（リーチ数、エンゲージメント数など）
- エ エリア別の分析
- オ 投稿結果を踏まえた総合的な分析と施策提言

6 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある時で、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は県に返還するものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (8) 本件受託の履行に伴い発生する成果物（レポート）等に対する著作権、肖像権等は原則として全て連携自治体に帰属する。
- (9) インフルエンサーの投稿記事及び画像については、事業実施時点で協議会員である自治体の事業や広報活動で使用する場合において、受託者及び投稿者本人の許可なく利用できるものとする。

(参考) 協議会会員一覧

団体名	職名	団体名	職名
さいたま市	観光国際課長	八潮市	商工観光課長
川越市	観光課長	幸手市	商工観光課長
熊谷市	商業観光課長	日高市	産業振興課長
川口市	産業振興課長	伊奈町	元気まちづくり課長
行田市	商工観光課長	嵐山町	企業支援課長
秩父市	観光課長	小川町	にぎわい創出課長
所沢市	商業観光課長	吉見町	産業振興課長
飯能市	観光・エコツーリズム推進課長	ときがわ町	商工観光課長
本庄市	商工観光課長	横瀬町	振興課長
春日部市	観光振興課長	皆野町	産業観光課長
鴻巣市	商工観光課長	長瀨町	産業観光課長
草加市	文化観光課長	小鹿野町	まちづくり観光課長
桶川市	産業観光課長	東秩父村	産業観光課長
久喜市	久喜ブランド推進課長	寄居町	プロモーション戦略課長
北本市	産業観光課長	杉戸町	産業振興課長

外国人誘致推進協議会員分布図

